

1. 調査管理事務所に財産管理課ができました !!

地方農政局における管理業務の強化を図るため、土地改良調査管理事務所の管理業務体制について組織体制の見直しが行われ、令和3年4月から財産管理課が新たに設置されることとなりました。

これにより、国営事業所が行っていた財産管理業務の一部を担当することとなり、また、これまで農政局水利整備課が管理受託者に対して行っていた他目的使用や道路等の占用更新等協議に関する事務についても土地改良調査管理事務所で行うこととなりました。主に担当する業務は以下のとおりです。

- 土地改良財産の他目的使用について期間更新の承認。また、新規申請、改築・追加工事申請等、各種申請について、事前相談、指導、助言
- 土地改良財産の道路・河川等への占用・使用に関する更新等協議手続き
- 権利保全対策として、国営土地改良事業で造成した農業水利施設における、権利未設定の解消、設定期限の更新
- 国営事業（務）所で作成する事業成績書の最終とりまとめ等

※参考：他目的使用等申請手続きについて

申請内容	審査機関
①新規申請	地方農政局水利整備課管理調整係 等
②期間更新申請	土地改良調査管理事務所財産管理課財産調整係 等

2. 他目的使用等の手続きにおけるオンライン申請（eMAFF）の活用について

令和3年4月より、「農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）」の運用が開始され、土地改良財産の他目的使用等の承認に係る申請についても、オンラインによる申請が可能となりました。

また、改築・追加工事なども令和4年度から運用を開始する予定としています。ペーパーレス化、申請事務省力化等のメリットもありますので、可能な限り活用していただくようお願いします。

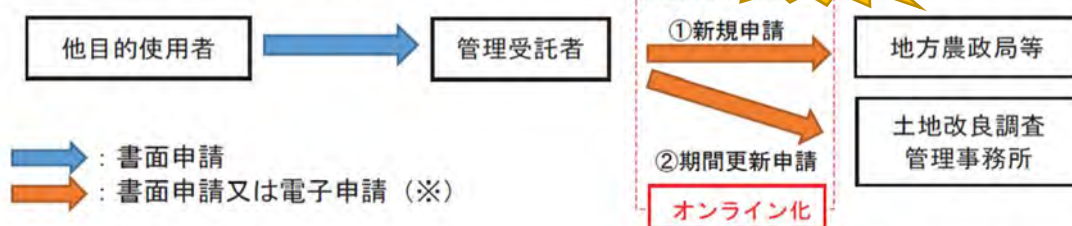
農林水産省共通申請サービス

eMAFF



<https://e.maff.go.jp/>

<令和3年度以降の他目的使用等に係る承認申請の流れ>



※これまでの書面による申請に加えてオンラインによる申請も可能とする取り扱いであり、令和3年4月以降も書面による申請は可能。